

広告設置までの流れ

「柳井駅南北地下道広告掲出申込書」の提出
年 間 令和8年1月13日（火）から令和8年2月27日（金）17時まで
月単位 広告掲出開始日の14日前まで
・広告原稿案、市税完納証明書の写し、その他参考となる書類（事業概要等）を提出



応募資格・内容等の審査



「広告掲出決定通知書」による通知
・応募した全ての者に通知



「柳井駅南北地下道広告掲出承認願」の提出
・正式な原稿を提出



「広告掲出承認書」の送付



広告掲出料の納付
・市の指定する期日までに納付



広告の設置
・広告掲出料の納付が確認され次第設置

※掲出期間中に広告内容の変更をされるときは、広告掲出承認変更願に広告原稿を添えて提出してください。